

# 二宮町教育大綱

二宮町

平成27年10月 策定  
平成31年 2月 改定  
令和 5年 3月 改定

## 二宮町教育大綱

### ■ 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法律」と言う。）」の一部が改正され、平成 27 年 4 月から新たな教育委員会制度がスタートしました。この制度の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を強化することであり、これらを実現させるための方策の一つとして、地方公共団体の長による「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が位置付けられました。

二宮町の教育につきましては、町総合計画に基づき「二宮町教育委員会基本方針」を定め具体的な取組みを行っているところですが、法律の改正を受け、「大綱」として教育における町の方向性をわかりやすく示すことで、この明確な目標のもと、町長と教育委員会が今まで以上に連携し教育の推進に携わることとなります。

子どもから大人までが生涯を通じて共に学び、共に成長できるまちをつくるために、その指針として「二宮町教育大綱」を定めるものです。

### ■ 大綱の期間

令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間とします。

これは、第 6 次二宮町総合計画前期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

### ■ 大綱の基本理念

**町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした**

**「共に学び共に育つ教育」を推進します**

## ■ 大綱の基本方針

- 1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。
  - 一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合い、自他の生命を大切にする豊かな心を育みます。
  - 自ら考え主体的・協働的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。
  - 子どもたち一人ひとりに合わせた確かな学力と、健やかな体力を養います。
  
- 2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。
  - 新しい時代を切り拓くための学びと育ちの多様性を尊重し、より良い学習環境づくりに努めます。
  - 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
  - 子どもたちの明るい将来を見据え、連続性・一貫性を持った教育施設のあり方について検討を進めます。
  
- 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。
  - 誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めるとともに、社会人の学び直しを推進します。
  - 町民と共に未来を見据え、地域コミュニティづくりの促進や社会教育施設の充実に努めます。